

(この申告書の内容の説明)

この申告書は、次のいずれかに該当したとき、その日から5日以内に所属所長を経由して（任意継続組合員は、直接）当組合に提出してください。なお、次の事実が生じた日から30日以内に申告されないときは、その申告を受けた日になります。

1 初めて組合員になった者に被扶養者があるとき。……………新規

2 組合員が被扶養者を有するようになったとき。……………異動（組合員証・遠隔地被扶養者証・任意継続組合員証は必ず添えてください）

3 1又は2の申告をしてある組合員で、その被扶養者に異動があったとき。……………

(記入上の注意)

1 上記1に該当するときは、申告書の標題（新規）の文字を○で囲んでください。

2 「生年月日」欄の明・大・昭・平は、年号をいい、老は、老人保健法の対象となる65歳以上のねたきりの人、又は70歳以上の人をいいますので、該当するときは、その文字を○で囲んでください。

3 「あなたの配偶者」欄は、次のように書いてください。ただし、認定⊕を受けようとする者が配偶者のときは、書く必要がありません。

(イ) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいいますので、その有・無の文字を○で囲んでください。

(ロ) 「職業」欄は、その実態が分かるように書いてください。

(ハ) 「加入医療保険名」欄は、次のいずれかの数字を○で囲んでください。

1. 健保……健康保険（政管・組合）の被保険者又は被扶養者

2. 船員……船員保険の被保険者又は被扶養者

3. 共済……共済組合の組合員又は被扶養者

4. 国保……国民健康保険の被保険者（一般・退職）

4 「配偶者」欄に基礎年金番号を書いてください。

5 認定を受けようとする者は十を、認定の取消を受けようとする者は一の文字を○で囲み、フリガナも書いてください。

6 「続柄」欄は、組合員との続柄を正しく書いてください。（例 長男、二男、養父、義母）

7 「職業又は学校名（卒業予定年月）」欄は、その実態が分かるように書いてください。

8 「同居・別居の別」欄は、該当する文字を○で囲み、別居の場合は、その住所を書いてください。

9 「障害の級」欄は、身体障害者（児）の身体障害者手帳の級又は精神薄弱者（児）の療養手帳の総合判定を書いてください。

10 「配偶者」欄は、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいいますので、その有・無の文字を○で囲んでください。

11 「年間所得推計額」欄は、その者の恒常的な収入として見込まれる事業所得、給与所得、不動産所得、山林所得、その他の所得（注）の推計額を書いてください。

（注）所得とは、恒常的な額の現況いいます。従って、一時的な退職所得などは、除きます。この場合、次のように算定します。

(イ) 農業従事者など自営業者にあっては、年間収入額から当該事業遂行のための必要経費を控除した額。なお、農業所得で組合員名義になっていても、その所得は、事実上の耕作者に属します。

(ロ) 給与所得者（パートタイマ・退職（老齢）・障害・遺族年金受給者、失業給付金受給者、傷病手当金受給者及び出産手当金受給者などを含む）にあっては、受給総額。

12 「税法上の扶養親族等」欄は、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族をいいますので、その有・無の文字を○で囲んでください。

13 「扶養手当の扶養親族の有（認定年月日）無（その理由）」欄は、給与条例又はこれに相当する規程による扶養手当の扶養親族の認定の有無をいいますので、その有・無の文字を○で囲み、有の場合は認定年月日を、無の場合はその理由を書いてください。例えば市長のため、臨時職員のため、所得130万円以上ため、22歳以上ため、義母のため……など。

14 「給与事務担当者証明印」欄は、「税法上の扶養親族等」及び「扶養手当の扶養親族の有無・認定年月日」について所属所の給与事務担当者の証明印を受けてから提出してください。

15 「被扶養者の条件を備え、又は次くに至った年月日及びその理由」欄は、具体的に書いてください。

16 任意継続組合員にあっては、退職当時の所属所長の証明及び給与事務担当者証明印を省略することができます。

(関係条文)

1 本法第2条第1項第2号

2 施行令第3条

3 施行規程第94条

4 運用方針法第2条関係

5 当組合被扶養者認定事務取扱要綱